

福島工業高等専門学校ハラスメント防止等に関する規則

(平成25年1月8日)
(規則第6号)
(最終改正 令和7年11月4日規則第5号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号)に基づき、福島工業高等専門学校(以下「本校」という。)におけるハラスメント防止等に關し、必要な事項を定める。
(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手を不快にさせる性的及び性差別的な言動をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメント 教育上、研究上、修学上の権力関係又は上下関係等を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいう。
- (4) パワー・ハラスメント 就労上の権力関係又は上下関係を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいう。
- (5) その他のハラスメント 前3号に準じる嫌がらせや不当な言動等をいう。
- (6) ハラスメントの防止及び排除 ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消することをいう。
- (7) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため就労・修学環境が害されるこ^と及びハラスメントへの対応に起因して不利益を受けることをいう。
- (8) 監督者 校長、教務主事、学生主事、寮務主事、事務部長、課長その他校長が指名する教職員及び学生等を監督・指導する地位にある者をいう。
- (9) 教職員 本校に就労するすべての者をいう。
- (10) 学生等 学生、科目等履修生、研究生、聴講生等学校で修学するすべての者をいう。
- (11) 関係者 学生等の保護者、関係業者等教職員又は学生等と就労又は修学上関係を有する者をいう。
- (12) 相談者 ハラスメントに関する相談を申し出たすべての者をいう。
- (13) 苦情相談 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談をいう。
- (14) 相談員 教職員、学生等及び関係者からハラスメントに関する苦情の申出及び

相談に対応する教職員をいう。

(校長の責務)

第3条 校長は、教職員及び学生等がその能力を充分に発揮できるような就労・修学環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントの対応に起因して当該教職員、学生等及び関係者が不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(監督者の責務)

第4条 監督者は、良好な就労・修学環境を維持するため、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) ハラスメントに関し、教職員及び学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) ハラスメントが学校で生じていないか、又は生じるおそれがないか、教職員及び学生等の言動に十分な注意を払い、就労・修学環境を害する言動を見逃さないようすること。
- (3) ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する教職員及び学生等の対応に起因して、当該教職員及び学生等が学校において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、教職員及び学生等の言動に十分な注意を払い、教職員及び学生等が不利益を受けることがないよう配慮し、就労・修学環境を害する言動を見逃さないようにすること。
- (4) 教職員、学生等又は関係者から苦情相談があった場合には、真摯にかつ迅速に対応すること。

2 監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、ハラスメントを防止するために教職員等が認識すべき事項についての指針(平成24年9月27日理事長裁定)の定めるところに従い、ハラスメントのない健全で、かつ良好な就労・修学環境を維持することに努めなければならない。

(研修等)

第6条 校長は、ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。

2 校長は、新たに教職員となった者に対し、ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった教職員に対し、ハラスメントの防止等に關しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

3 教職員は、前2項に基づいて実施される研修を受講するものとする。

第2章 ハラスメント対策委員会

(ハラスメント対策委員会)

第7条 本校に、福島工業高等専門学校ハラスメント対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第8条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ハラスメントの防止排除に関する対策についての企画立案に関すること。
- (2) ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応等に関すること。ただし、校長がハラスメントに起因する問題の行為者となる事案については、独立行政法人国立高等専門学校機構本部に事案を報告し、その指示に従う。
- (3) 第13条第1項に規定する相談窓口の運営等に関すること。
- (4) その他ハラスメントの防止等に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 学生主事
- (3) 療務主事
- (4) 事務部長
- (5) その他校長が必要と認めた者

2 委員会は、男女双方の教職員を含む構成とする。

(任期)

第10条 第9条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は委員となる日の属する年度の末日とする。

(委員長)

第11条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、前条第1項第2号の委員がその職務を代行する。

(会議)

第12条 委員長は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員が議事となるハラスメントの当事者若しくは関係者であるときは、当該事案に係る議事には加わらないものとする。

3 委員長が必要と認めたときは、構成員以外の者(学外者を含む。)を出席させ、その意見を求めることができる。

第3章 ハラスメントの相談

(相談窓口及び相談員)

第13条 本校に、ハラスメントに関する苦情相談の申出に対応するため、次の各号に掲げる相談窓口及び相談員を置く。

- (1) 教職員及び関係者相談窓口 教職員のうちから校長が指名する男女各2名以上の相談員
 - (2) 学生相談窓口 学生保健センター相談員のうちから校長が指名する男女各1名以上の相談員
- 2 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員

の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、任期の終期は委員となる日の属する年度の末日とする。
- 4 相談員の氏名、所属、連絡先、メールアドレスは、ホームページ等により学内に周知する。

(苦情相談の申出)

第14条 教職員、学生等及び関係者は、相談員に対し、苦情相談を申し出ることができる。

- 2 苦情相談は、被害者本人からのほか、被害者以外の者からも申し出ることができる。
- 3 前2項の相談の方法は、相談員への直接の申し込みのほか、電話、電子メール、手紙等によるものとし、匿名による相談を妨げない。

(相談員の苦情相談対応)

第15条 相談員は、相談者から苦情相談を受けたときは、当該苦情相談に係る問題の事実関係等の把握に努め、相談者に対し必要な指導又は助言を行うものとする。この場合において、相談員は、ハラスメントに関する苦情相談への対応における留意すべき事項についての指針(平成24年9月27日理事長裁定)に十分留意しなければならない。

- 2 相談員は、苦情相談があった事実及びその内容を委員会に報告する。ただし、相談者の所属・氏名及び苦情相談内容の報告については、その概要を除き、相談者の同意を得なければならない。
- 3 相談員は、苦情相談の内容が重大で緊急に何らかの対応が必要であると認める場合は、直ちに委員会に報告して対応を求めなければならない。
- 4 相談員は、相談者のために医療的対応又は専門的なカウンセリングが必要と認めるときは、学生保健センターと連携を図る。

第4章 ハラスメントの対応

(委員会の対応)

第16条 委員会は、前条第2項の報告に基づき、いずれかの対応が必要であると認めた場合は、相談者の意向及び苦情相談の内容を検討し、次の各号に掲げる解決方法のうちいずれかを決定し、相談者に通知する。

- (1) 委員会を通じて加害者とされる者に対し、苦情相談があったことを通知して注意を喚起し必要な勧告をすること。
 - (2) 委員会が、関係者との協力の下で、人間関係の調整、教育・研究・職場環境等の調整をすること。
 - (3) 苦情相談について、ハラスメント調査部会を設置し、事実関係を調査すること。
- 2 委員会は、前条第3項の報告に基づき、ハラスメントの疑いのある行為が継続しており、緊急性があると認められるときは、加害者とされるものに対して直ちに当該行為をやめるよう求めること、関係する委員会等へ対応を求めるこや学外の関係機関と連携することなど、事態が深刻化することを防止するために必要な措置をとることができる。
 - 3 委員会は、苦情相談が明らかにハラスメントに該当しない場合、その他苦情相談を受理することが適当でないと認められる場合には、その苦情相談を不受理とすることができる。ただし、その場合は、相談者にその理由を通知するものとする。

(勧告)

第17条 前条第1号に規定する勧告は、委員会が、加害者とされる者に対し、書面又は口頭で、苦情相談の概略を通知して注意を喚起し、必要な勧告を行う。口頭によるときは、委員長がこれを行う。

2 前項の場合において、相談者が希望するときは、相談者を匿名とするほか、通知内容について、相談者が特定されないものとすることができます。

(調整)

第18条 委員会は、第16条第2号に規定する調整を行うときは、当該苦情相談について、相談者、加害者とされる者及び関係者から事情聴取その他必要な調査をすることができる。

2 委員会は、前項の調査等に基づき、当該苦情相談について、相談者及び加害者とされる者に解決のための助言・勧告、関係部局長その他関係者に対する協力、その他調整による解決のために必要な措置をとることができます。

3 委員会は、調整が困難であると認めるときは調整を終了し、ハラスメント調査部会の設置、若しくは、他の必要な対応について審議するものとする。

(調査)

第19条 第16条第3号に規定する調査は、委員長が、第5章のハラスメント調査部会を設置して行う。

2 委員長は、ハラスメントの内容が重大で、緊急の対応が必要であると判断したときは、

苦情相談がない場合についてもハラスメント調査部会を設置することができる。ただし、

設置については被害者の意向をできる限り尊重する。

(申出の取下げ)

第20条 相談者は、苦情相談に係る手続が終了するまでの間、その理由を明示した書面をもって、当該苦情相談申出を取下げることができる。

(申出案件の終了)

第21条 委員会は、申出が次のいずれかに該当したときは、手続を終了する。

(1) 申出の不受理(第16条第3項)又は申出の取下げ(第20条)

(2) 勧告・調整・調査各手続の終了(第17条から第19条)

(3) 委員会が、申出案件に対する対応の実施が困難になったこと、その他申出案件についての手続を継続することが相当でないと判断したとき

2 委員会は、申出に関する手続が終了したときは、遅滞なく、その旨を相談者及び加害者とされる者に通知しなければならない。

(報告)

第22条 委員長は、苦情相談があったときはその内容について、苦情相談が終了したときはその経緯と結果について、校長に報告しなければならない。ただし、必要なときは、当該苦情相談に対する対応が終了する前であっても、対応の内容を速やかに報告しなければならない。

(ハラスメント調査部会の設置)

第23条 委員長は、相談員からの報告に基づき、必要と認めたときは、ハラスメント調査部会(以下「調査部会」という。)を設けハラスメントの実態調査をさせることができる。

2 前項の部会員は教職員のうちから委員長が指名する。

3 委員長が必要と認めたときは、部会員以外の者(学外者を含む。)を出席させ、その意見を求めることができる。

(調査部会の議事)

第24条 調査部会に調査部会長を置く。

2 調査部会長は、委員長が指名する。

3 調査部会は、調査委員の過半数の出席をもって成立する。

4 調査部会は、調査報告書の提出をもって解散する。

(調査の実施)

第25条 調査部会は、相談者及び加害者とされる者から事実関係を聴取するほか、必要に応じ、関係者から事実関係を聴取することができる。

2 調査部会は、事実関係の聴取について、相談者及び加害者とされる者並びに証人その他の被聴取者に、あらかじめ日時と場所を通知する。

3 通知を受けた者は、正当な理由がない限り、調査に応じるものとする。

4 調査部会は、相談者及び加害者とされる者の聴取の際に、付添人1人の同席を認めることができる。

5 その他、調査に関し必要な事項は別に定める。

(調査報告書)

第26条 調査部会は、原則として、調査部会設置後2か月以内に調査報告書を作成し、これを委員会に提出する。

2 調査部会は、調査報告書の提出が前項の期間を超える見込みのときは、委員会にその旨を報告する。

3 調査報告書は、相談者及び加害者とされる者に開示しない。

(委員会による審議)

第27条 委員会は、調査部会から提出された調査報告書に基づき、当該苦情相談についてのハラスメントに関する判断、解決のための措置、被害者の支援、教育・研究・職場環境改善、人間関係の調整、加害者に対する処分意見その他の必要な対応策を審議する。

2 委員会は、前項の審議結果を校長に報告する。

3 委員会は、第1項の審議結果のうち必要な事項を、相談者及び加害者とされる者に口頭又は書面で通知する。

4 相談者及び加害者とされる者は、前項の審議結果について、通知を受けてから2週間以内に、委員会に対し、書面をもって異議を申し立てることができる。

5 委員会は、前項の異議に対し、必要な検討を行った上で回答しなければならない。

(校長による措置)

第28条 校長は、委員会からの前条第2項の報告に基づき、必要と認められるときは、就業規則上の処分その他の措置について、所定の手続をとるものとする。

2 校長は、前項の他、必要と認められるときは、再発防止に向けた措置を講ずるものと

する。

第6章 秘密保持

(秘密保持)

第29条 相談員及びハラスメントに起因する問題に携わる者は、相談者及びこれに関係する者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任を退いた後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第30条 教職員、学生等及び関係者は、ハラスメントに対する拒否、ハラスメントに対する苦情相談の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をしたことのためいかなる不利益も受けない。

第7章 雜則

(庶務)

第31条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 「福島工業高等専門学校セクシャル・ハラスメントの防止に関する規則」(平成11年8月30日規則第1号)・「福島工業高等専門学校セクシャル・ハラスメントの防止に関する規則(以下「規則」という。)第5条に規定するセクシャル・ハラスメント防止委員会及び規則第11条に規定する相談員の申し合わせ」(平成19年3月28日改訂規則第1号)及び「福島工業高等専門学校セクシャル・ハラスメントの防止のための指針」(平成11年3月25日校長裁定)は廃止する。

附 則(平成27年11月17日規則第15号)

この規則は、平成27年11月17日から施行する。

附 則(令和7年11月4日規則第5号全部改正)

この規則は、令和7年11月4日から施行する。